

食と地域の絆づくり被災地緊急支援事業公募要領

(被災農山漁村ふるさと応援対策：福島以南区域)

1はじめに

東日本大震災を契機に重要性が再認識された『人と人との絆』を活かしつつ、被災した農山漁村の早期復興を図ることが喫緊の課題とされているところです。

このため、食と地域の絆づくり被災地緊急支援事業（被災農山漁村ふるさと応援対策）（以下「本事業」という。）では、被災農山漁村において、都市住民、企業、NPOなど国民各層によるボランティア活動への参加を促進する取組を支援します。

この支援の対象団体、応募手続等については、この要領を御覧の上、必要な提出書類を以下の公募期間内に提出願います。

公募期間：平成23年11月21日（月）から平成23年12月6日（火）まで

2対象事業

公募対象事業は以下のとおりです。

- （1）被災農山漁村において、農林漁業の再開やそれに関連する集落共同活動等への都市住民、企業、NPOなど国民各層によるボランティア参加を促進するため、ボランティア希望者と被災農山漁村におけるボランティアニーズとのマッチングを実施する民間団体等による次に掲げる取組を支援します。
 - ① 被災農山漁村におけるボランティア受入プログラムの作成等
 - ア 農林漁業の再生やそれに関連する集落共同活動等に関するボランティアニーズの把握
 - イ ボランティア受入体制の支援、受入主体の合意形成
 - ウ NPO、社会福祉協議会等ボランティア協力関係団体との連絡調整
 - エ ア～ウを踏まえたボランティア受入プログラムの作成
 - ② 都市住民、企業、NPOなどのボランティア希望調査
 - 被災農山漁村においてボランティア活動を希望している都市住民、企業、NPOなどのボランティアニーズの把握や整理
 - ③ ボランティア希望者と被災農山漁村におけるボランティアニーズとのマッチング等（別途委託事業者と連携した取組を含む。）
 - ア マッチングを効率的・効果的に進めるためのボランティア受入プログラムの公表方法の検討（様式等の整理、個人情報への配慮等）
 - イ ボランティア希望者と被災農山漁村におけるボランティアニーズとのマッチング
 - ウ 本事業の円滑な推進に必要な連絡会等の開催

なお、本事業の実施団体は、別途発注する「平成23年度被災農山漁村ふるさと応援推進委託事業」の受託事業者が行うボランティア活動の普及・啓発に係る活動と密接に連携するよう努めるものとします。

(2) (1) ①の対象区域は、以下の特定被災区域のうち、甚大な被害を受けた市町村（枠囲いの市町村）を中心とする区域とします。

- ・福島県：いわき市、相馬市、南相馬市、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、相馬郡新地町、福島市、会津若松市、郡山市、白河市、須賀川市、喜多方市、二本松市、田村市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、同郡国見町、同郡川俣町、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町、同郡天栄村、南会津郡下郷町、同郡檜枝岐村、同郡只見町、同郡南会津町、耶麻郡北塩原村、同郡西会津町、同郡磐梯町、同郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、同郡湯川村、同郡柳津町、大沼郡三島町、同郡金山町、同郡昭和村、同郡会津美里町、西白河郡西郷村、同郡泉崎村、同郡中島村、同郡矢吹町、東白川郡棚倉町、同郡矢祭町、同郡塙町、同郡鮫川村、石川郡石川町、同郡玉川村、同郡平田村、同郡浅川町、同郡古殿町、田村郡三春町、同郡小野町、双葉郡川内村、同郡葛尾村、相馬郡飯舘村
- ・茨城県：鹿嶋市、水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、同郡大洗町、同郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡美浦村、同郡阿見町、同郡河内町、北相馬郡利根町
- ・栃木県：宇都宮市、足利市、佐野市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、芳賀郡益子町、同郡茂木町、同郡市貝町、同郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、同郡那珂川町
- ・埼玉県：久喜市
- ・千葉県：千葉市、銚子市、市川市、船橋市、松戸市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、八千代市、我孫子市、浦安市、印西市、富里氏、匝瑳市、香取市、山武市、印旛郡酒々井町、同郡栄町、香取郡神崎町、同郡多古町、同郡東庄町、山武郡大網白里町、同郡九十九里町、同郡横芝光町、長生郡白子町
- ・新潟県：十日町市、上越市、中魚沼郡津南町
- ・長野県：下水内郡栄村

3 応募方法

応募については、4の補助金の対象となる団体が（1）①の事業実施提案書を提出して行うものとします。

また、複数の団体による共同提案も可能です。この場合は、共同提案を行う複数者の中から農林水産省との連絡調整等を行う代表者を選んでください。

（1）応募に必要な書類は、以下のとおりです。

- ① 食と地域の絆づくり被災地緊急支援事業実施提案書（被災農山漁村ふるさと応援対策）（以下「提案書」という。）

※ 提案書の様式を農林水産省のホームページからダウンロードし、様式にしたがって作成してください。

- ② 設立趣意書又は定款、寄付行為、規約等
- ③ 申請者の活動内容の概要が分かる資料
- ④ 過去3年間の収支決算（決算書、貸借対照表及び損益計算書）
- ⑤ 役員、職員名簿、組織図等

団体に参加する構成員又は参加する見込みの構成員が、過去1年間に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第17条第1項の規定により交付決定の取消を受けた事実がある時は、取消を受けた時期及び取消を受けた事実内容を提案書に記載してください。

（2）応募書類の提出手続きは以下のとおりです。

- ① 提出方法
持参又は郵送により15に定める問い合わせ先に提出してください。
- ② 提出期限
平成23年12月6日（火）17時まで
(郵送の場合は平成23年12月6日（火）（消印有効))
- ③ 提出に当たっての留意事項
 - ア 提出する提案書等は、1団体につき1点に限ります。
 - イ 提出部数は、1部です。
なお、提案書等に要する一切の費用は、応募者の負担とし、提出書類等の返却は行いません。

4 補助金の対象となる団体について

本事業を実施することのできる団体は、次のとおりです。

なお、共同提案を行う場合にあっては、各構成員の全てが次に掲げる団体のいずれかに属することが必要です。

- （1）農業協同組合、農業協同組合連合会
- （2）森林組合、森林組合連合会、生産森林組合
- （3）漁業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業生産組合
- （4）全国農業会議所、都道府県農業会議、農業委員会
- （5）農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。）
- （6）農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）ただし、構成員に3戸以上の農家を含み、かつ、当該農家が議決権の過半を占める等、当該法人の事業活動を実質的に支配すると認められる法人とする。
- （7）特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する法人をいう。）
- （8）一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人又は特例財団法人
- （9）土地改良区、土地改良事業団体連合会

- (10) 地方公共団体等が出資する団体（地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会等が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその施策活動を実質的に支配することができると認められる法人又は特例社団法人若しくは特例財団法人のうち、年間収入額に占める国からの補助金及び委託費の割合が3分の2を上回ることが見込まれる法人を除く。）
- (11) 商工会、商工会連合会、商工会議所、商工会議所連合会
- (12) 地域住民の組織する団体
- (13) 民間団体（取組内容が、自らの営利目的にとどまるものでないこと。）
- (14) その他農村振興局長が特に必要と認める団体

5 補助金の対象となる経費

2の取組に直接必要となる経費が補助金の対象になります。
具体的な補助金の対象経費は、別紙のとおりです。

6 補助金の対象とならない経費

5に定める経費以外の経費（本事業の実施団体の経常的運営に要する経費等の本事業の実施に直接関係しない経費）は補助金の対象にはなりません。

7 補助金の額

交付される補助金は3,500万円を上限とし、定額交付します（交付目的にしたがい5の補助対象経費を補助事業で支出した場合、上限額まで全額交付します。）。
ただし、補助対象経費の金額の算定に誤りがないかどうか等を審査した上で交付金額を決定するため、提案額より減額があります。
また、補助事業により収益が生じた場合は、その収益に相当する額を減額して交付しますのでご注意ください。

8 説明会の開催

- (1) 本事業に関する説明会を次のとおり開催します。

区分	日 時	場 所
農林水産本省	平成23年11月28日(月) 11:20～11:50	農林水産本省 本館 地階 農村振興局第2会議室 (ドアNo. 本048)

- (2) 会議室の都合により、出席者は各団体1人程度とします。
- (3) 説明会への出席は応募条件としません。

9 審査ヒアリング

提出された提案書を審査するに当たり、必要に応じて、申請者から提案書の内容についてヒアリングすることがあります。
なお、ヒアリングを行う場合は、事前に申請者に連絡いたします。

10 選定及び事業実施計画の承認

- (1) 提案書の選定

提案書の選定については、選定審査委員会を設置し、（2）の観点から提案書の審査を行い、農村振興局長が選定します。申請された提案書が選定された場合は採択通知書を、不採択の場合は不採択通知書を申請者あてにお送りします。

また、提案書選定の際、事業実施計画の承認申請に当たっての条件を付すことがあります。

なお、採択通知書を受けた者から辞退などがあった場合は、繰上げにより、不採択通知書を受けた者に採択通知をする場合があります。その際は、事前に該当者に連絡いたします。

（2）審査の観点

① 事業目的の理解度、事業の必要性

- ・ 事業の趣旨及び目的を理解しているか。
- ・ 范囲が被災を受けた市町村を中心とする被災地の早期復興に資する目標を設定しているか。

② 事業実施手法の妥当性・効率性

- ・ 被災農山漁村のボランティア受入プログラムの作成に関する提案内容は、妥当で効率的か。
- ・ 都市住民、企業、NPOなどのボランティア希望調査に関する提案内容は、妥当で効率的か。
- ・ ボランティア希望者と被災農山漁村におけるボランティアニーズとのマッチングに関する内容は、妥当で効率的か。

③ 事業遂行のための工程管理、技術力及び組織運営の妥当性

- ・ 実現性のある事業実施計画であるか。
- ・ 運営責任者（プロジェクトマネージャー）のもと、事業が遂行可能な人員及び体制が確保されているか。
- ・ 事業実施に必要な専門的ノウハウを有する組織及び人材が確保されているか。また、構成員の役割分担は適切か。

④ 事業実施による効果

- ・ ボランティアニーズのマッチング体制を構築するのに必要な関係団体、NPO、企業等と連携は十分か。また、継続的な連携体制が期待できるか。
- ・ 新たなボランティア参加や被災地における交流人口の増加が期待できるなど、効果の高い取組であるか。

（3）事業実施計画の承認

提案書の選定後、事業内容や対象経費の精査等のため、農村振興局長によるヒアリングを行うことがあります。ヒアリングの日時等については事前に申請者に連絡いたします。

申請者は、提案書の選定後1ヶ月以内に事業実施計画を農村振興局長に提出し、その承認を受けます。

11 補助金の支払手続

受理した事業実施計画を審査し、承認したときは、申請者に対して補助金割当通知を送付し、事業に割当される補助金の額をお知らせします。

申請者は、割当された額を踏まえ、「食と地域の絆づくり被災地緊急支援事業補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に定める補助金交付申請書を作成し、農村振興局長に提出してください。

申請者からの補助金交付申請書提出後、農村振興局長から発出される補助金の交付決定通知の送付後に、補助金の対象となる事業を開始することができます（交付決定より前に発生した経費（発注、納品、検収又は代金の支払を含む。）や年度終了後に発生した経費は補助金の対象になりません。）。

補助金の支払方法は、事業終了後の精算払を原則とします。支払に関する手続は以下のとおりです。

- 申請者は、事業完了後、事業実施年度の翌年度の4月10日又は事業完了の日から起算して1か月を経過した日のいずれか早い期日までに、領収書等の写しを添付して、交付要綱に定める実績報告書を作成し、農村振興局長に提出してください。提出された実績報告書と領収書等の写しについて審査し、交付決定額の範囲内で実際に使用された経費について補助金の額を確定した後、補助金の額の確定通知の送付により補助金が支払われます。

12 事業実施に当たっての留意事項

（1）補助金の経理について

補助金の交付に当たっては、どのような目的で、いつ、いくら支出されたか等について明らかにされる必要があります。

したがって、申請者のその他の活動に係る経理と明確に区分された本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、収入及び支出についての証拠書類又は関係資料を整理し、一定期間整理保管しておく必要があります。また、会計経理に当たっては、独立した口座を設ける必要があります。

（2）事業実施計画を変更する場合の手続について

以下のいずれかに該当する場合については、農村振興局長に事業実施計画を提出し、その承認を受ける必要があります。

- ① 事業費の3割を超える増減
- ② 事業実施主体の変更
- ③ 事業の廃止

（3）本事業の実施に当たり、人件費を補助対象とする場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき人件費を算定しなければなりません。

13 事業評価の留意事項

申請者は、事業の評価を行い、農村振興局長に報告する必要があります。報告は目標年度（事業完了年度の翌年度）までの毎年度について、各年度の翌年度5月末日までに所定の様式により行うこととなります。評価結果は農村振興局において事業の適正運営の検討や指導等のための資料とともに、第三者機関の所見を加えた上で、農林水産省のホームページなどで公表します。

14 その他留意事項

応募に当たり、「食と地域の絆づくり被災地緊急支援事業実施要綱」（平成23年11月21日付け23農振第1876号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）及び「食と地域の絆づくり被災地緊急支援事業実施要領」（平成23年11月21日付け23農振第1877号農林水産省農村振興局長通知。以下「要領」という。）を必ずお読みください。

本事業は、補助金適正化法等の法令、要綱、要領等の通知に従って実施されるものです。これらに違反して事業を実施することはできませんので御注意願います。

（1）補助金の返還について

交付決定以前に本事業に着手するなど、補助金適正化法に違反して補助金を使用した場合は、補助金の交付決定が取り消され、受け取った補助金の全部又は一部について返還を求めることがありますので御注意願います。

（2）罰則について

不正な手段により補助金の交付を受けるなどした場合は、懲役又は罰金の刑が科せられますので御注意願います。

事業の実施に当たり、農村振興局長から調査、照会等をする場合がありますので、その際はご協力をお願いします。

15 問い合わせ先及び提案書等提出先

問い合わせについては以下の電話かFAXにてお願いします。

提案書等の提出先は原則として以下の住所あてとなります。

農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課

〒100-8950 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1

TEL : 03-3502-8111 (内線5447)

Fax : 03-3595-6340

別紙

区分	経費
1 賃金	臨時に雇用される事務補助員等の賃金
2 報償費	謝金
3 旅費	普通旅費及び特別旅費（委員等旅費、研修旅費及び日額旅費）
4 需用費	消耗品費、車輌燃料費、食糧費（茶菓子等）、印刷製本費等
5 役務費	通信運搬費、筆耕・翻訳費及び広告料等
6 委託料	コンサルタント等の委託料
7 使用料及び賃借料	会場、貨客兼用自動車及び事業用機械器具等の借料並びに損料
8 備品購入費	施策の実施に最低限必要な事業用機械器具等の購入費
9 報酬	技術員手当（給料及び職員手当（退職手当を除く。））
10 共済費等	共済組合組合負担金、社会保険料、損害保険料
11 補償費	借地料等
12 資材等購入費	資材購入費、調査試験用資材費
13 機械賃料	作業機械、機材等賃料経費

※ ボランティア参加者に係る「日当」「宿泊費」「旅費（ただし2次交通は除く。）」は助成の対象としません。

※ ボランティア保険料は、助成の対象としません。